

低濃度PCB



処分期限 2027年(令和9年)3月31日まで

調査対象は下記で建築された建物で使用中の
照明用安定器や安定器用コンデンサ

1972年9月～1995年※3月
(昭和47年) (平成7年)

※環境省の資料では1990年(平成2年)3月までに製造された機器が調査対象とされていますが、
高濃度PCB安定器の調査と同様に、5年間の機器商品の流通などを考慮しております。

蛍光灯安定器(東芝ライテック)



「Fマーク」表示あり
「PCB非含有」
↓変更後
「低濃度PCBの疑いあり」

蛍光灯安定器(日立製作所)



「PCBは使用していません」
表示あり
↓変更後
「低濃度PCBの疑いあり」

安定器用コンデンサ(FUJIKEN)



「FMA」表示は「PCB非含有」
↓変更後
「低濃度PCBの疑いあり」

※「FM」「FPF」表示も同様

安定器用コンデンサ(トーエイ工業)



「MP」表示は「PCB非含有」
↓変更後
「低濃度PCBの疑いあり」

※従来はメーカーから「PCB非含有」として証明書を発行できていたが、
2021年頃から一部メーカーより「低濃度PCBの疑いあり」と判定が変更された。

※ニチコン、TOYO、sanko等のコンデンサメーカーからも低濃度PCBを確認

調査の詳細は裏面へ



健康被害

急性毒性は無いが発がん性物質であるため、自然界へ漏えいすると海洋生物等から人体へ摂取してしまう恐れがある。



罰則

国際条約と法律によりPCB廃棄物の処分は義務付けられており、処分をしないと罰則の対象となる。

改善命令違反には3年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金又は併科が課せられる。

当社で調査を実施して多くの 低濃度PCB安定器が発見されています！

・事例紹介（令和4年度実施分）

・某不動産開発会社様

調査対象安定器等 2,927台

低濃度PCB安定器・コンデンサ **353台**

・某不動産賃貸会社様

調査対象安定器等 20,607台

低濃度PCB安定器・コンデンサ **205台**

・某産業組合様

調査対象安定器等 2,309台

低濃度PCB安定器・コンデンサ **49台**

・某信用金庫様

調査対象安定器等 3,807台

低濃度PCB安定器・コンデンサ **34台**

・調査の流れ

①絞込み調査（1度目の調査）

調査対象外の器具(LED、HF、ダウンライトなど)を把握する
ことで不要な経費を削減して掘起し調査を実施できる

経費削減効果は25%～50%！

②PCB掘起し調査（2度目の調査）

調査対象器具の安定器やコンデンサを全量確認

天井裏や高所など確認しにくいエリアも確認！

③報告書提出

安定器やコンデンサの写真、照明配置図、
メーカー証明書などを添付した報告書を作成

照明配置図はLED更新工事の際に活用できる質の高さ

加藤商事株式会社

環境イノベーション事業部 コンサルティング課

〒107-0052 東京都港区赤坂4-4-14 未来環境創造ビル1F

TEL:03-6277-7187 FAX:03-6277-7197

KATO